

# 「韓国を知る会」会則

「韓国って知っていますか？ こんなに近い国なのに意外と知らない隣国、人々の暮らしや文化、息づかいなどをもっと知り、日本と韓国との交流を深めてみませんか」1996年の夏、私たちはこうした呼びかけ文でこの会を立ち上げました。二千年を超える交流にもかかわらず、互いに知らないことが多すぎるのではないかという疑問からでした。相手を知ることが、相互理解へとつながり、互いの文化や習慣、考え方の違いを認め合うことにもなる。大切な隣人同士として共に歩んでいきたい。そんな思いで始めた手作りのささやかな会です。

## 第1章 総 則

- 第1条 この会は「韓国を知る会」と称し、韓国語名を「한국을 공부하는 모임」とします。
- 第2条 この会の事務局を札幌市におきます。
- 第3条 この会は、市民により構成する「非営利の文化団体」です。

## 第2章 目的及び事業

- 第4条 この会は、隣国・韓国の人々の文化や暮らし、歴史などを知ることにより日本と韓国との相互理解と交流を深めることを目的とします。
- 第5条 この会は、第4条の趣旨に沿って、次の事業を行います。
1. 韓国に関する知識と情報を豊かにするための勉強会、講演会、鑑賞会、交流事業、韓国への訪問など
  2. この会以外のグループや個人による企画への協賛、支援
  3. 広報のための紙誌の発行

## 第3章 会 員

- 第6条 この会の目的に賛同する個人または団体をもって一般会員とします。
- 第7条 この会の目的に賛同し、会の活動をより高度に支援する個人もしくは団体をもって特別会員とします。
- 第8条 入会申し込みを受けた後、会費の納入をもって会員とします。
- 第9条 会員は会費を納入しない場合、または会員として会の名誉を著しく損なう行為のあった場合には、第10条に定める権利の休止または除名を受けることがあります。

## 第4章 会員の権利義務

- 第10条 会員は、会の行事への参加または事業の実施に際して、非会員に優先した取り扱いを受ける権利を有します。
- 第11条 年会費は、一般会員 5,000 円(学生は半額)、特別会員 10,000 円とします。

## 第5章 会 議

第12条 この会の会議は、総会、臨時総会、役員会とし、各々次の通りとします。

1. 総会は毎年3月、会長が招集し、会の事業についての報告、計画、予算、決算、その他重要な事項について審議・決定します。
2. 臨時総会は、会員の過半数の要請あるとき、または、会長が必要と認めたときに、総会に準じて招集し、開催します。
3. 総会および臨時総会は、会員の過半数の出席または委任状の提出によって成立し、その過半数の賛否によって議決します。

## 第6章 役 員

第13条 この会に次の役員をおきます。

会長1名、副会長若干名、専務理事1名、理事若干名、監査2名

第14条 役員は以下により、それぞれその任に当たります。

1. 会長は会を代表し、会務を統括します。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行します。
3. 専務理事および理事は、会の業務を執行します。
4. 監査は会計の監査を行い、その結果を総会において報告します。

第15条 会長は総会で選出され、その他の役員は総会の承認を受けて会長が任命します。

第16条 役員任期は2年としますが、再任を妨げません。

第17条 会長は役員会の推薦により、特別顧問および顧問を委嘱できます。

## 第7章 事 務 局

第18条 事務局長は専務理事がその任に当たります。

## 第8章 会 計

第19条 会の財源は、会費、補助金、寄付金、協賛金その他の収入をもってこれに当てます。

第20条 会の支出は次によります。

1. 事務費 2. 通信費 3. 講演会費用 4. 接待交際費 5. 雑費 6. 予備費

第21条 会計年度は1月1日に始まり、12月31日に終わります。

## 第9章 付 則

第22条 本会則は、総会において、変更することができます。

第23条 本会則につき細則を定める場合には、役員会で成案し、総会において報告するものとします。

第24条 本会則は2003年3月15日第5回総会の承認をもって施行。

第25条 2011年3月19日第13回総会の承認をもって会則の一部を改訂。

以 上